

北開局河第32号

沙流川流域委員会設置要領を次のように定める。

平成12年7月24日

北海道開発局長 熊谷 勝弘

沙流川流域委員会設置要領

(設置)

第1条 河川法(昭和39年法律第167号)第16条の2第3項の規定に基づき、沙流川に係る河川整備計画の案を作成するに当たり、学識経験を有する者の意見を聴くため、北海道開発局に、「沙流川流域委員会」(以下「委員会」という。)を設置する。

(業務)

第2条 委員会は、沙流川の整備の現状と将来像を考慮し、沙流川に係る河川整備計画の原案について北海道開発局長(以下「局長」という。)に意見を述べるものとする。

(組織)

第3条 委員会は、委員長及び委員をもって組織する。

2 委員は、学識経験を有する者等のうちから、局長が委嘱する。

3 委員の任期は1年以内とし、再任を妨げない。

4 委員長は、委員間の互選により選出し、委員会を総括する。

5 委員長に事故があるときは、委員長があらかじめ指名する委員がその職務を代行する。

(議事等)

第4条 委員会は、委員長が召集する。

2 委員会は、委員の2分の1以上の出席をもって成立する。

3 委員会の議事は、原則として公開で行うものとし、公開の方法は、委員長が委員会に諮って定める。

(事務局)

第5条 委員会の事務局は、室蘭開発建設部に置く。

(雑則)

第6条 この要領に定めるもののほか、委員会の運営に関する必要な事項は、委員長が委員会に諮って定める。

附 則[平成12年7月24日北開局河第32号]

(施行期日)

この要領は、平成12年7月14日から施行する。

附 則[平成17年12月5日北開局河計第88-1号]

(施行期日)

この要領は、平成17年12月5日から施行する。